毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、毛呂山町合併70周年を記念して、住民等で構成する団体が提案し、及び実施する事業に対し、毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、毛呂山町補助金等交付規則(平成23年毛呂山町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象者」という。)は、毛 呂山町内に在住、在勤又は在学する人を含む団体とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次 の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 毛呂山町合併70周年記念事業として、団体自らが主体的に実施する事業
 - (2) 毛呂山町内で実施する事業
 - (3) 実施団体の構成員以外の住民が広く参加できる事業
 - (4) 令和6年7月1日から令和7年3月14日までの間に開始し、令和7年3月14日までに終了する事業
 - (5) 「毛呂山町合併70周年記念事業」を呼称に含む事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象外とする。
 - (1) 営利を主たる目的とする事業
 - (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
 - (3) 公序良俗に反する、又は反するおそれがある事業
 - (4) 法令に違反する事業
 - (5) 町から本要綱による補助金以外の補助金等を受けて実施する事業
 - (6) 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の総額が20万 円未満の事業
 - (7) 毛呂山町合併70周年記念事業実行委員会設置要綱(令和5年12月11 日決裁)の会長(以下「会長」という。)が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

- 第4条 補助対象経費は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、 保険料、委託料、使用料・賃借料その他会長が必要と認める経費とする。 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限とする。
- 2 補助金の交付の回数は、同一の補助対象者に対し、1回とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (交付の申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、 毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付申請書(様式第1号)に、 次に掲げる書類を添付し、会長が別に定める日までに会長に提出しなければな らない。
 - (1) 毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金事業計画書(様式第2号)
 - (2) 毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金収支予算書(様式第3号)
 - (3) 団体概要書(様式第4号)
 - (4) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第7条 会長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査 し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 会長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、毛呂山町合併7 0周年記念住民提案事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請団 体に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)が、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するとき又は中止するとき(以下「変更等」という。)は、会長に毛呂山町合併70周年記念住民提案事業変更等承認申請書(様式第6号)を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により当該補助金の変更等を承認したときは、毛呂山町

合併70周年記念住民提案事業変更等承認通知書(様式第7号)により、通知 するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、毛呂山町合併70周年記 念住民提案事業補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付し て会長に提出しなければならない。
 - (1) 毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金収支決算書(様式第9号)
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 事業実施状況写真、印刷物等
 - (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金確定通知書(様式第10号)により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、毛呂山町合併7 0周年記念住民提案事業補助金交付請求書(様式第11号)を会長に提出しな ければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 会長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が 交付されているときは、会長は、その全部又は一部を返還させることができ る。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) その他この要綱、法令等に違反し、補助することが適当でないと認められる事実があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付申請書

年 月 日

毛呂山町合併70周年記念事業実行委員会 会長 あて

住 所団体名代表者名

(署名又は記名押印)

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付要綱第6条の規定により、 補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

提案事業名	_	_			_			
補助金交付申請額					円 (1,	000 円オ	-満は切	り捨て)
提案事業の		年	月	目 ∼		年	月	В
実施予定年月日		+	Л	Н		+	力	П
担当者	氏 名							
14日14	連絡先							
	□ 毛品	 昌山町合併	-70周年	記念住民提案事	業補助金事	工業計画書		2号)
 添付書類	□ 毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金収支予算書(様式第3号)							
你们 音短 		□ 団体概要書(様式第4号)						
□ その他町長が必要と認める書類								

様式第2号(第6条関係)

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金事業計画書

提案事業名						
実施予定時期	年	月	日 ~	年	月	目
実施予定場所						
対象者						
予定参加者数						
事業の目的						
事業の内容						

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金収支予算書

提案事業名	
団体名	

■収入の部

項目	予算額(円)	内容・内訳
合 計		

■支出の部

項目	予算額(円)	内容・内訳
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料・賃借料		
その他 (補助対象外経費)		
合 計		

※収入合計と支出合計が一致するように作成してください。

団体概要書

団(体 名	
代表者即	職・氏名	フリガナ
	住所	
団体の担当者名	フリガナ	
	担当者名	
連絡先	連絡先	
	メール (任意)	
設立	年月日	
これまで	の活動内容	
構り	戎 員	構成人員 人(うち、在住・在勤・在学者 人)

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

毛呂山町合併70周年記念事業実行委員会会長氏名

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

提案事業名	
交付決定額	
交付条件	(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業変更等承認申請書

令和 年 月 日

毛呂山町合併 7 0 周年記念事業実行委員会 会長 あて

住 所団体名代表者名

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた 補助事業について、補助金の交付を受けたいので、毛呂山町合併70周年記念住 民提案事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業名	
交付決定通知年月日	
及び通知番号	
	変更前
亦再内容	
変更内容	変更後
変更(中止)する理由	
補助金交付変更申請額 (変更後の額)	円 (1,000円未満は切り捨て)
添付書類	

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業変更等承認通知書

第 号年 月 日

様

毛呂山町合併70周年記念事業実行委員会会長氏名印

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更等については、次のとおり承認したので、毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助事業名	
	事業の変更・中止
	【変更事項(変更の場合)】
承認内容	
変更後の	
交付決定額	

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金実績報告書

年 月 日

毛呂山町合併70周年記念事業実行委員会 会長 あて

住 所団体名代表者名

(署名又は記名押印)

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付要綱第9条の規定により、 次のとおり報告します。

補助事業名									
交付決定通知年月日 及び通知番号			年	月	日	第		号	
補助金交付決定額						円			
補助事業の実施期間			年	月	日 ~		年	月	日
参加者数・主な参加者									
担当者	氏連絡	•							
添付書類		領 ¹ 事	収書の 業実施	写し 状況写	記念住民提案 真、印刷 要と認め	物等	:収支決第	重書(様式賞	第9号)

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金収支決算書

提案事業名	
団体名	

■収入の部

項目	決算額 (円)	内容・内訳
合 計		

■支出の部

項目	決算額(円)	内容・内訳
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料•賃借料		
その他 (補助対象外経費)		
合 計		

※領収書等、事業に関わる支払いを証明する書類の写しを添付してください。

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金確定通知書

第 号年 月 日

様

毛呂山町合併70周年記念事業実行委員会会長 氏 名 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助事業名					
交付決定通知年月日 及び通知番号	年	月	日	第	号
補助金交付確定額				円	

様式第11号(第11条関係)

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付請求書

年 月 日

毛呂山町合併70周年記念事業実行委員会 会長 あて

住 所団体名代表者名

(署名又は記名押印)

毛呂山町合併70周年記念住民提案事業補助金交付要綱第11条の規定により、 次のとおり請求します。

補助事業名		
請求金額		
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	普通・当座
	口座名義	フリガナ